

工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査に関する要綱

(制定 平成 20 年 3 月 28 日 総務部長依命通達 令和 2 年 3 月 23 日最終改正)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「規則」という。）第 296 条第 2 項の規定に基づき、県が競争入札の方法により工事、測量、工事の設計、工事に関する調査又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約を締結する場合における競争入札に参加することができる者の資格審査について定めるものとする。

(競争入札参加者に必要な資格の基本的事項)

第 2 条 工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び審査に関する事項並びに資格審査の申請書の提出の時期及び方法については、「競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件」（昭和 41 年福島県告示第 59 号。以下「県告示第 59 号」という。）及びそのつど告示するところによる。

第 2 章 工事等請負業者の資格審査

(入札参加者資格審査委員会)

第 3 条 本庁に、工事等の入札参加者の資格審査の公正を期するため、入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

2 資格審査委員会は、次の事項について調査審議する。

(1) 県告示第 59 号の第 1 に規定する資格の要件、第 2 に規定する資格の有効期間、並びに第 4 及び第 5 に規定する資格の審査及び格付けに関する事項

(2) その他資格審査委員会の権限とされた事項

3 資格審査委員会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。

農林水産部長、土木部長、出納局長、教育庁政策監、警察本部警務部長

4 会長は、総務部長をもってこれに充てる。

5 会長は、会務を総理する。

6 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

7 資格審査委員会は、必要の都度会長が招集し、その会議は非公開とする。

8 資格審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

9 資格審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

10 会長は、必要あると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

11 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。

12 資格審査委員会の庶務は、総務部入札監理課（以下「入札監理課」という。）において処理する。

(資格審査及び認定)

第 4 条 競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、総務部長が行い、資格審査委員会

の審議を経たのち、知事の認定を受けるものとする。

- 2 前項の資格審査及び認定は、県告示第 59 号の第 1 に規定する資格審査を受けることができない者を除いて行うものとする。

(有資格業者名簿への登録)

第 5 条 総務部入札監理課長（以下「入札監理課長」という。）は、競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者のうち、前条の規定により、競争入札に参加する資格があると認定された者（以下「有資格業者」という。）について、工事等請負有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録するとともに、審査の結果を申請者に通知するものとする。

- 2 有資格業者名簿は入札監理課のホームページに掲載し、公表するものとする。

(資格の喪失)

第 6 条 工事等を所掌する本庁の課長又は公所長は、有資格業者が県告示第 59 号の第 1 の第 1 号又は第 2 号に該当することを知ったときは、速やかにその旨を入札監理課長に報告しなければならない。

- 2 入札監理課長は、前項の報告を受けたときは、事実の確認後、有資格業者名簿からその者にかかる記載を削除するものとする。

第 3 章 工事の有資格業者の格付け

(格付等級)

第 7 条 県告示第 59 号の第 4 に規定する工事の有資格業者に係る格付けは、客観的事項及び主観的事項についてそれぞれ客観点及び主観点を算出し、これを合計した総合点を基に、別表 1 により一般土木工事、建築工事及び上・下水道工事にあつては A、B、C 及び D の 4 等級に、その他の工事種別にあつては A、B 及び C の 3 等級に区分し格付けるものとする。

(客観点の算出)

第 8 条 客観点は、県告示第 59 号の第 4 の第 1 号に規定する客観的事項について、「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）」で定めるところの例により算出するものとする。

(主観点の算出)

第 9 条 主観点は、県告示第 59 号の第 4 の第 2 号に規定する主観的事項について、それぞれ次の各号に定める方法により算出するものとする。ただし県外に主たる営業所を有する者については、原則として主観点を付さないものとする。

(1) 工事成績

県告示第 59 号の第 1 に規定する審査基準日（西暦偶数年の 7 月 1 日以外の日を審査基準日とする審査にあつては審査基準日の直前の西暦偶数年の 7 月 1 日）の直前 4 年間に竣工した県発注工事（一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事に限る。）の工事種別ごとの平均工事成績点（小数点以下四捨五入）から 65 点を減じた数値に 20 を乗じて得た点数をそれぞれ主観点として付与する。

(2) 工事施工の状況

県告示第 59 号の第 4 の第 1 号の(1)に規定する年間平均完成工事高について、工事

種別（一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事に限る。）ごとの下請発注比率（小数点以下切捨て）が51%以上の場合は、別表2によりそれぞれ主観点を付与する。

(3) 優良工事の有無

県告示第59号の第1に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）の直前2年度間において優良工事を施工した場合は、当該工事の工事種別ごとに次の基準によりそれぞれ主観点を付与する。

- ア 優良工事の表彰を受けた場合 1件につき20点（ただし2件までとする。）
- イ 福島県優良工事表彰審査委員会における審査に合格した工事（表彰を受けた工事を除く。）を2箇所以上施工した場合 20点（ただし、アで付点された場合イでは付点しない。）

(4) 技術職員の数

「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）」で定めるところの例により算出された当該工事の工事種別ごとの技術職員の数に2を乗じて得た点数をそれぞれ主観点として付与する（ただし10人までとする。）。

(5) 建設業法に基づく処分の状況

審査基準日の直前2年間において建設業法の規定に基づく行政処分を受けた場合は、次の基準により主観点を付与する。

- ア 建設業法第28条の規定に基づく指示処分を受けた者 -10点
- イ 建設業法第28条の規定に基づく営業の停止を受けた者
 - 営業停止期間 30日未満 -20点
 - 30日以上90日未満 -30点
 - 90日以上180日未満 -40点
 - 180日以上 -50点

(6) 資格の認定の取消しの有無

審査基準日の直前2年間において県告示第59号の第3の規定に基づく資格の認定の取消しを受けた場合は、マイナス50点の主観点を付与する。

ただし、当該資格以外の工事種別については、マイナス25点の主観点を付与する。

(7) 資格の制限の状況

審査基準日の直前2年間において福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（以下「入札参加資格制限措置要綱」という。）第2条の規定に基づく入札参加資格制限を受けた場合は、次の基準により主観点を付与する。

なお、入札参加資格制限措置要綱の施行日以前に行った工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱等に基づく指名停止の措置を受けた場合は、入札参加資格制限措置要綱による措置を受けたものとみなす。

入札参加資格制限期間

- 1月未満 -10点
- 1月以上2月未満 -20点
- 2月以上3月未満 -30点

3 月以上 6 月未満 - 40 点

6 月以上 - 50 点

(8) 次世代育成支援企業認証の有無

審査基準日において認証を取得している場合は、次の基準により主観点を付与する。

ア 「働く女性応援」中小企業認証を取得している者 10 点

イ 「仕事と生活の調和」推進企業認証を取得している者 10 点

(9) 障害者の法定雇用義務の遵守の有無

審査基準日において障害者の雇用の促進に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条に規定する障害者の法定雇用義務を遵守している者に 10 点の主観点を付与する。ただし、同条に規定する法定雇用障害者数が零人の場合は、障害者を雇用している場合に 10 点の主観点を付与する。

(10) 建設業新分野進出企業認定事業に基づく認定の有無

審査基準日において福島県が定める「福島県建設業新分野進出企業認定事業」の認定を受けている者に 10 点の主観点を付与する。

(11) 建設業新分野進出優良企業表彰事業に基づく表彰の有無

審査基準日において福島県が定める「福島県建設業新分野進出優良企業表彰事業」の表彰を受けている者に 10 点の主観点を付与する。

(12) 除雪業務又は維持補修業務の実績の有無

過去 2 年間に於いて福島県が発注する除雪業務又は維持補修業務の契約実績がある者に 10 点の主観点を付与する。（過去 2 年間とは、審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度をいう。）

(13) 新卒者雇用の事実の有無

審査基準日の 3 年前の日が属する年度の 4 月 1 日以降に学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）に定める高等学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校及び専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及び職業訓練人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を卒業した者（有期労働契約により労働する労働者並びに短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年 6 月 18 日法律第 76 号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年 7 月 5 日法律第 88 号）の規定を受ける者を除く。）を雇用期間の定めがなく新たに常時雇用した者の数に、5 を乗じて得た点数を主観点として付与する。（ただし 4 人までとする。）

(14) 健康経営優良事業所認定の有無

審査基準日において福島県が定める「ふくしま健康経営優良事業所」の認定を受けている者に 10 点の主観点を付与する。

（共同企業体の特例）

第 10 条 工事に係る有資格業者のうち共同企業体については、前二条に定める客観点及び主観点の算出にあたり次の各号に定める方法によるものとする。

(1) 客観点

ア 経営規模

直前営業年度終了日の直前 2 年間又は直前 3 年間の年間平均完成工事高、自己資

本額及び職員数は、各構成員の和とする。

イ 経営状況

各構成員の経営状況に係る評点の平均値（小数点以下四捨五入）とする。

ウ 技術力

各構成員の技術職員数値の和とする。

エ その他の審査項目（社会性等）

各構成員のその他の審査項目に係る評点の平均値（小数点以下四捨五入）とする。

(2) 主観点

ア 工事成績

企業体としての実績がない場合には、各構成員の平均値とする。

イ 次世代育成支援企業認証の有無、障害者の法定雇用義務の遵守の有無、建設業新分野進出企業認定事業に基づく認定の有無、建設業新分野進出優良企業表彰事業に基づく表彰の有無、除雪業務又は維持補修業務の実績の有無、健康経営優良事業所認定の有無

各構成員の数値の平均値（小数点以下四捨五入）とする。

ウ 工事施工の状況、優良工事の有無、技術職員の数、建設業法に基づく処分の状況、資格の認定の取消しの有無、資格の制限の状況、新卒者雇用の事実の有無
各構成員の数値の和とする。

第4章 委任先

(委任先の要件)

第 11 条 委任先として登録できる支店又は営業所は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

(1) 委任する種別については、次の基準を満たすものとする。

ア 県告示第 59 号の第 4 に規定する工事について委任する場合は、委任先においても建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による建設業の許可を受けている支店又は営業所であること。

イ 県告示第 59 号の第 5 に規定する測量等のうち地上測量又は航空測量について委任する場合は、委任先においても測量法（昭和 24 年法律第 188 号）の規定による測量業者の登録を受けている支店又は営業所であること。

ウ 県告示第 59 号の第 5 に規定する測量等のうち調査（ただし、不動産鑑定業務に限る。）について委任する場合は、委任先においても不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）の規定による不動産鑑定業者の登録を受けている支店又は営業所であること。

エ 県告示第 59 号の第 5 に規定する測量等のうち建築設計について委任する場合は、委任先においても建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定による建築士事務所の登録を受けている支店又は営業所であること。

(2) 県告示第 59 号の第 6 の第 1 号の（3）のアの（オ）に定める「営業所に権限を委任したことを証する書面」に受任者として記載のある者が常勤している支店又は営業所であること。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和 52 年 6 月 28 日総務部長依命通達）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 52 年 6 月 28 日総務部長依命通達）の規定により入札参加資格の認定を受けている者の当該資格については、本要綱の規定により認定を受けた資格と見なす。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 11 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の特例を定める件」（平成 24 年福島県告示第 402 号）により審査基準日を平成 23 年 3 月 11 日とし、経営事項審査を平成 23 年 3 月 31 日以前に受審した場合は、第 9 条(1)から(13)が付与の対象となる。
- 3 前項に該当しない場合、第 9 条(1)から(4)及び(6)から(14)が付与の対象となる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の特例を定める件」（平成 26 年福島県告示第 503 号）により審査基準日を平成 23 年 3 月 11 日とし、経営事項審査を平成 23 年 3 月 31 日以前に受審した場合は、第 9 条(1)から(13)及び(15)が付与の対象となる。
- 3 前項に該当しない場合、第 9 条(1)から(4)及び(6)から(15)が付与の対象となる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 工事種別ごとの格付等級

格付等級 工事種別	A	B	C	D
一般土木	1154 以上	854 以上 1153 以下	654 以上 853 以下	653 以下
舗装	932 以上	632 以上 931 以下	631 以下	
建築	948 以上	748 以上 947 以下	648 以上 747 以下	647 以下
電気設備	955 以上	655 以上 954 以下	654 以下	
暖冷房衛生設備	753 以上	653 以上 752 以下	652 以下	
鋼橋上部	724 以上	624 以上 723 以下	623 以下	
P C 橋上部	669 以上	569 以上 668 以下	568 以下	
しゅんせつ	710 以上	610 以上 709 以下	609 以下	
塗装	631 以上	531 以上 630 以下	530 以下	
法面処理	698 以上	598 以上 697 以下	597 以下	
上・下水道	724 以上	624 以上 723 以下	524 以上 623 以下	523 以下
清掃施設	742 以上	642 以上 741 以下	641 以下	
消雪	645 以上	545 以上 644 以下	544 以下	
機械設備	762 以上	662 以上 761 以下	661 以下	
通信設備	746 以上	646 以上 745 以下	645 以下	
造園	634 以上	534 以上 633 以下	533 以下	
さく井	662 以上	562 以上 661 以下	561 以下	
グラウト	721 以上	621 以上 720 以下	620 以下	

※数字は総合点である。

別表2 下請発注比率に応じた主観点

下請発注比率	建築工事以外	建築工事
50%以下	0点	0点
51%以上 60%以下	-4点	0点
61%以上 70%以下	-8点	0点
71%以上 80%以下	-12点	-4点
81%以上 85%以下	-16点	-8点
86%以上 90%以下	-20点	-12点
91%以上 95%以下	-40点	-20点
96%以上	-40点	-40点